

# 旅費規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本産業保健法学会（以下、「学会」という。）理事、委員及び担当理事が認めた者（以下、「出張者」という。）が、本会の業務遂行（以下、「会務」という。）のために国内出張する場合の旅費等の取り扱い及び手続きに関する事項を定める。

## (定義)

第2条 この規程において、「勤務地」とは、出張者の主たる勤務先の所在する市区町村をいい、「住居地」とは、出張者の現居住地のことをいう。

2 この規程において、「出張」とは、日帰りまたは宿泊を伴う出張をいう。

3 この規程において、「旅費」とは、交通費、宿泊費及び日当をいう。

## (適用範囲)

第3条 この規程は理事または委員が理事会または委員会等に出張する場合は、原則として適用しない。

## (交通費)

第4条 交通費は、勤務地または住居地のいずれか目的地に近いものを出発地とし、最も経済的な通常の経路及び方法により目的地まで旅行した場合の実費を支給する。

2 支給の条件は以下の通りとする。

一 鉄道利用では、出発地の主要最寄り駅から、目的地の主要最寄り駅までの距離が片道100キロメートルを超える場合は、特急料金及び指定席料金を支給する。グリーン車料金の支給については別表1による。

二 航空機利用では、航空機以外の移動手段によると、出発地から目的地までの移動に4時間以上を要する場合等に、航空運賃を支給する。ただし原則として普通運賃とし、スーパーシート等の利用料は支給しない。

三 タクシー利用は、用務上の必要性その他合理的な理由がある場合に、実費を支給する。

3 交通費を含めた謝金を支給する場合、原則として交通費は支給しない。

4 用務の必要性または自然災害その他のやむを得ない事由により、通常の経路及び方法によることができない場合には、事前に担当理事の承認を受け実際の経路及び方法により支給することができる。事前に承認を受けることができない合理的な理由がある場合については、この限りではない。

(宿泊費)

第5条 宿泊費は、以下の各項に該当する際に支給することができる。

- 一 会務が2日以上に及ぶ場合
- 二 会務の開始時間または終了時間からみて、当日中の移動に支障がある場合
- 三 その他、担当理事が必要と認めた場合

2 宿泊費は、別表2に定める定額を支給する。

3 業務の必要性または自然災害その他のやむを得ない事由があるとして、事前に担当理事の承認を受けた場合には、本条第1項または第2項にかかわらず、実費を支給することができる。事前に承認を受けることができない合理的な理由がある場合については、この限りではない。

4 自宅宿泊等、宿泊費を必要としない場合には、宿泊費を支給しない。

(日当)

第6条 日当は一日当たりの定額とし、別表3に定める額を旅行日数分支給する。ただし、鉄道100キロメートル未満の旅行の場合の日当の額は、半額とする。

(パック商品)

第7条 交通費と宿泊費が一体になったパック商品を利用した場合で、その価格が第4条及び第5条により算出した費用より安価である場合には、交通費と宿泊費として当該パック商品の実費を支給する。

(出張に連続して別件を行う場合)

第8条 出張に連続して別件を行う場合で、別件で交通費・宿泊費・日当が支給される場合、それらを支給しない。

(支払い証明書等の提出義務)

第9条 第4条第2項第2号または第3号、第4条第4項、第5条第3項、第7条の支給を受けようとする者は、原則として領収書等支払いを証明するものを提出しなければならない。

2 出張者は、用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等について報告書を提出しなければならない。

(その他)

第10条 本規程で処理できない場合は、その都度、本規程の趣旨を踏まえ、事務担当者が担当理事の許可を得て処理する。やむを得ない場合、事務担当者が、本規程の趣旨を踏まえて、本人との協議にて処理し、事後に担当理事の承認を得る。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

本規程は 2021 年 11 月 27 日より施行する。

別表1 グリーン車料金

区分	グリーン車料金の支給
代表理事、顧問、相談役、参与	可
上記以外の理事、委員、事務局	原則として不可

別表2 宿泊費（1泊）

大都市	大都市以外
15,000 円	13,000 円

注) 大都市は、東京都及び政令指定都市とする。

別表3 日当（1日）

大都市	大都市以外
10,000 円	10,000 円